

国立大学法人山形大学職員給与規程等の一部改正について（案）

1 提案の趣旨・概要

一般職の職員の給与に関する法律等の改正を踏まえ、本学の職員給与について見直しを行うものである。

（参考）独立行政法人通則法（抄）
（職員の給与等）

第五十条の十 中期目標管理法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 中期目標管理法人は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。

2 改正内容

期末手当の支給月数を0.05月分引下げ

改正前 2.60月（6月期1.30, 12月期1.30）

改正後 2.55月（6月期1.275, 12月期1.275）

3 実施時期

令和3年4月1日（予定）

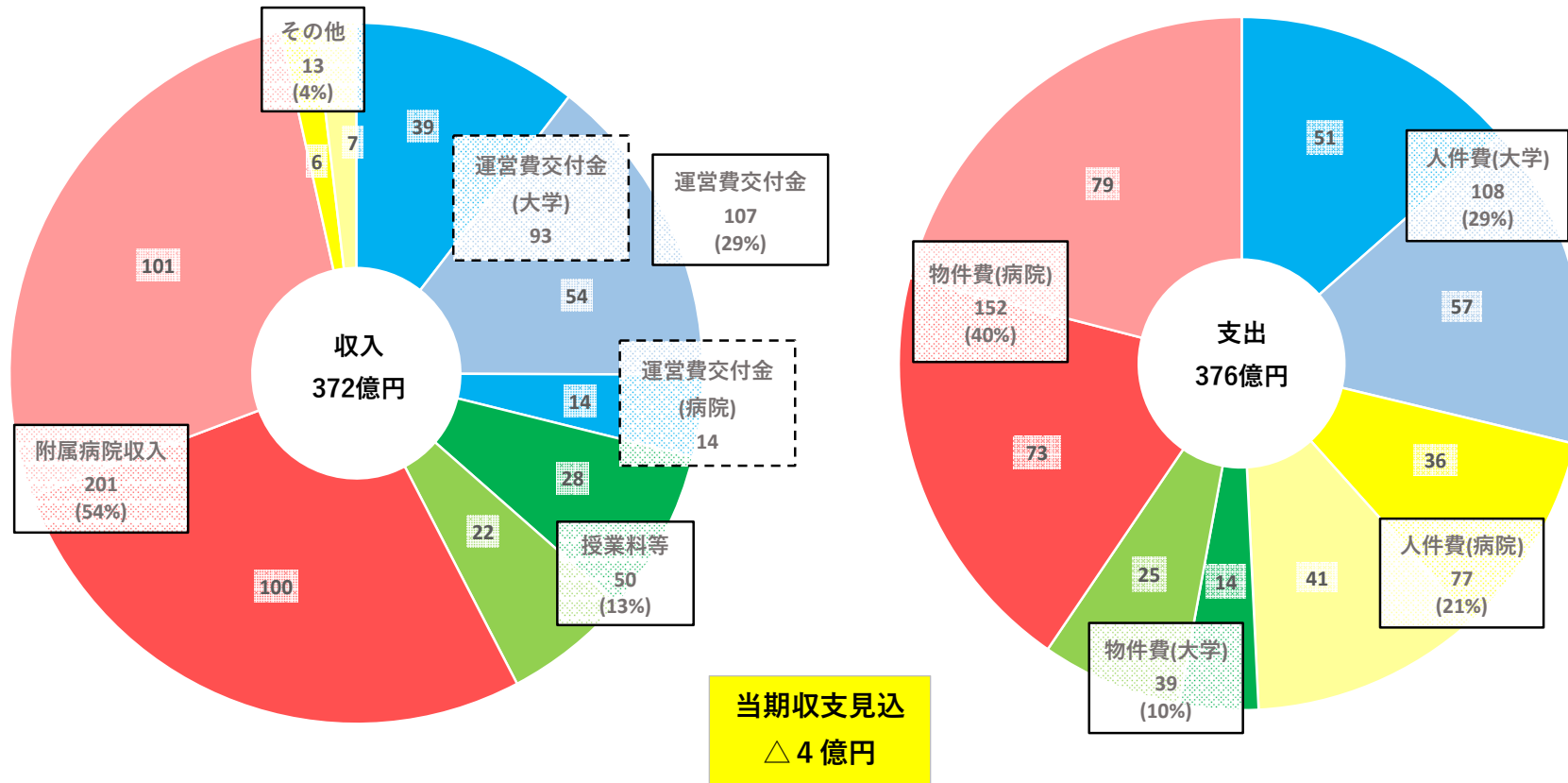
4 給与影響額（試算）

大学全体 $\Delta 3,726$ 万円

代表事例	A教授	$\Delta 3$ 万円
	B係長	$\Delta 2$ 万円

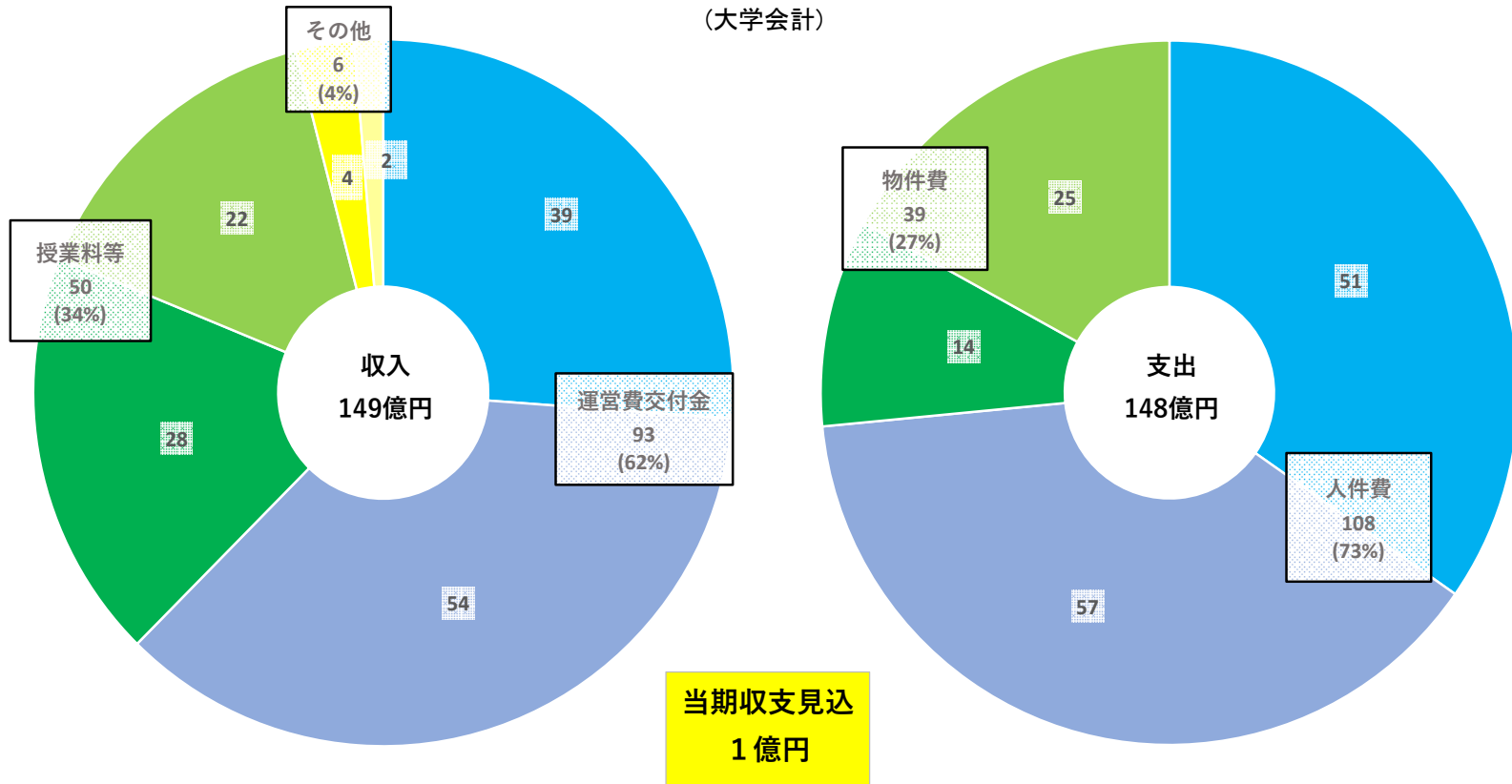
資料 A

令和2年度 収支状況
 (大学会計・病院会計の合計)



※上半期実績額(濃色)と下半期見込額(淡色)の合計
 ※単位未満は四捨五入

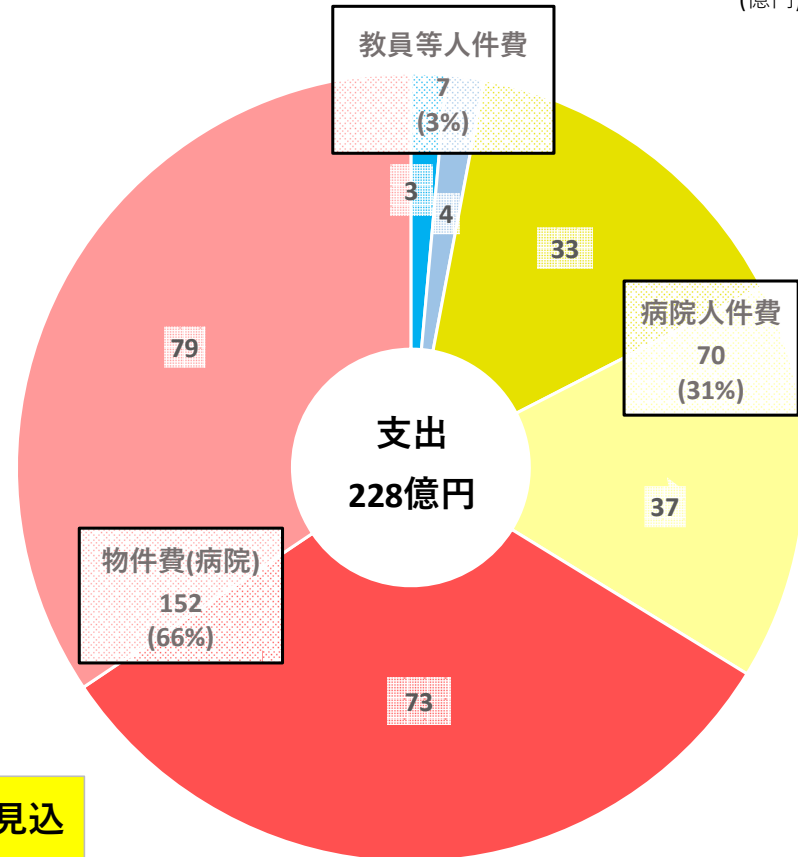
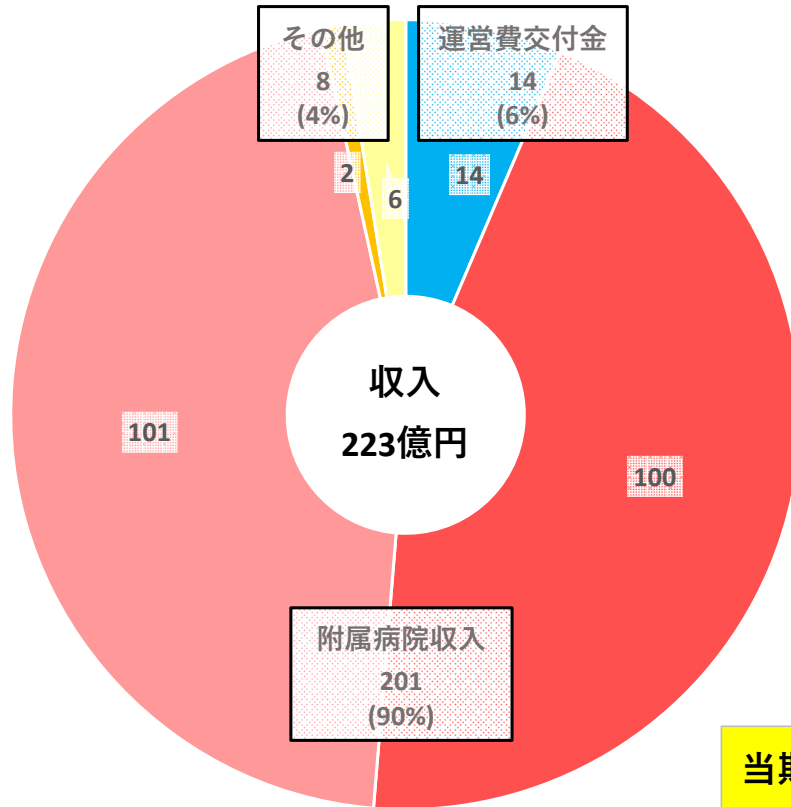
令和2年度 収支状況
(大学会計)



※上半期実績額(濃色)と下半期見込額(淡色)の合計
※単位未満は四捨五入

令和2年度 収支状況
(病院会計)

(億円)



当期収支見込
△ 5 億円

※上半期実績額(濃色)と下半期見込額(淡色)の合計

※単位未満は四捨五入

12/23現在

コロナ対策経費財源整理表

経費の節減等により確保しているコロナ対策経費の状況（11月末時点）は以下の通り。

●コロナ対策財源合計（11月末時点）	274,011	（千円）
（参考：当初確保額）		210,300（千円）

●キャンパス等の内訳 （千円）

財源内訳	法人本部	小白川C	飯田C	米沢C	鶴岡C	附属学校	合計
①光熱水費の削減額	671	16,647	21,581	19,758	8,148	0	66,805
②旅費の削減額 （教員研究経費に係るものを除く）	26,763	9,075	4,877	5,767	2,888	4,106	53,476
③キャンパス経費▲8%	12,617	25,027	15,599	25,523	6,651	2,583	88,000
④学長裁量経費等	65,730	0	0	0	0	0	65,730
合計	105,781	50,749	42,057	51,048	17,687	6,689	274,011

①光熱水費の削減額及び②旅費の削減額は、4月－11月の削減実績（前年比）により計上

③「キャンパス経費▲8%」は、光熱水費・旅費・学長裁量経費等の削減額とは別に、8月3日の総合対策本部会議で示された上記のキャンパス経費8%分の金額を、コロナ対策経費として各キャンパス等で確保する。